軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

申請から給付までの流れ

※別紙「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付フロー図」も参照してください。

1. 対象者

対象者要支援1、2及び要介護1の被保険者で、**①国の示す状態像(別表1参照)であることが「医師の医学的な所見」によって判断され、「(2)対象種目」に示す福祉用具の利用が必要な者**、又は**②疾病その他の原因により状態の変動が見込まれること(別表2参照)が「医師の医学的な所見」によって判断され「(2)対象種目」に示す福祉用具の利用が必要な者。**

2. 対象種目

「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」
「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト(つり具の部分を除く)」「自動排泄処理装置」

3. 手続き方法

(1) 認定調査票の基本調査の結果を確認

まず、直近の認定調査における基本調査の結果から、別表1の状態像に該当するかを確認してください。

もし、別表1の状態像であることが確認できれば、サービス担当者会議等で必要性を検討し、貸与してください(市への届け出は不要です。)。

※ 基本調査の確認項目がない場合

「車いす及び同付属品」の「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「移動用リフト」の「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査の結果がありません。

そのため、該当するかどうかの判断は、主治医から得た情報及びサービス担当者会議を通じたケアマネジメントによって、ケアマネジャーが判断してください。

（2）ケアマネジャーによるアセスメントの実施

<u>※　以下は①で例外給付の対象にならない場合</u>

利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、別表2の状態像に該当するか確認し、福祉用具貸与の適否について判断します。

（3）医師への確認

ケアマネジャーは軽度者に対する福祉用具例外貸与にかかる医学的所見、主治医意見書、医師の診断書、医師からの聞き取り等で別表2の状態像ⅰ～ⅲの内容が明確にされているか確認します。

（4）サービス担当者会議の開催

ケアマネジャーは医師の医学的所見に基いてサービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与の必要性等について検討します。

（5）「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書」の提出

福祉用具貸与が必要と判断した場合、別紙「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書」に以下の書類を添付し、社会福祉課介護保険係まで提出してください。

4. 提出書類

① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付届出書
② 被保険者にかかる医学的な所見の確認書類（主治医意見書、医師の診断書等）【添付書類】
③ サービス担当者会議の要点 【添付書類】
④ 居宅サービス計画書（第１、2、4 表）又は介護予防プラン 【添付書類】

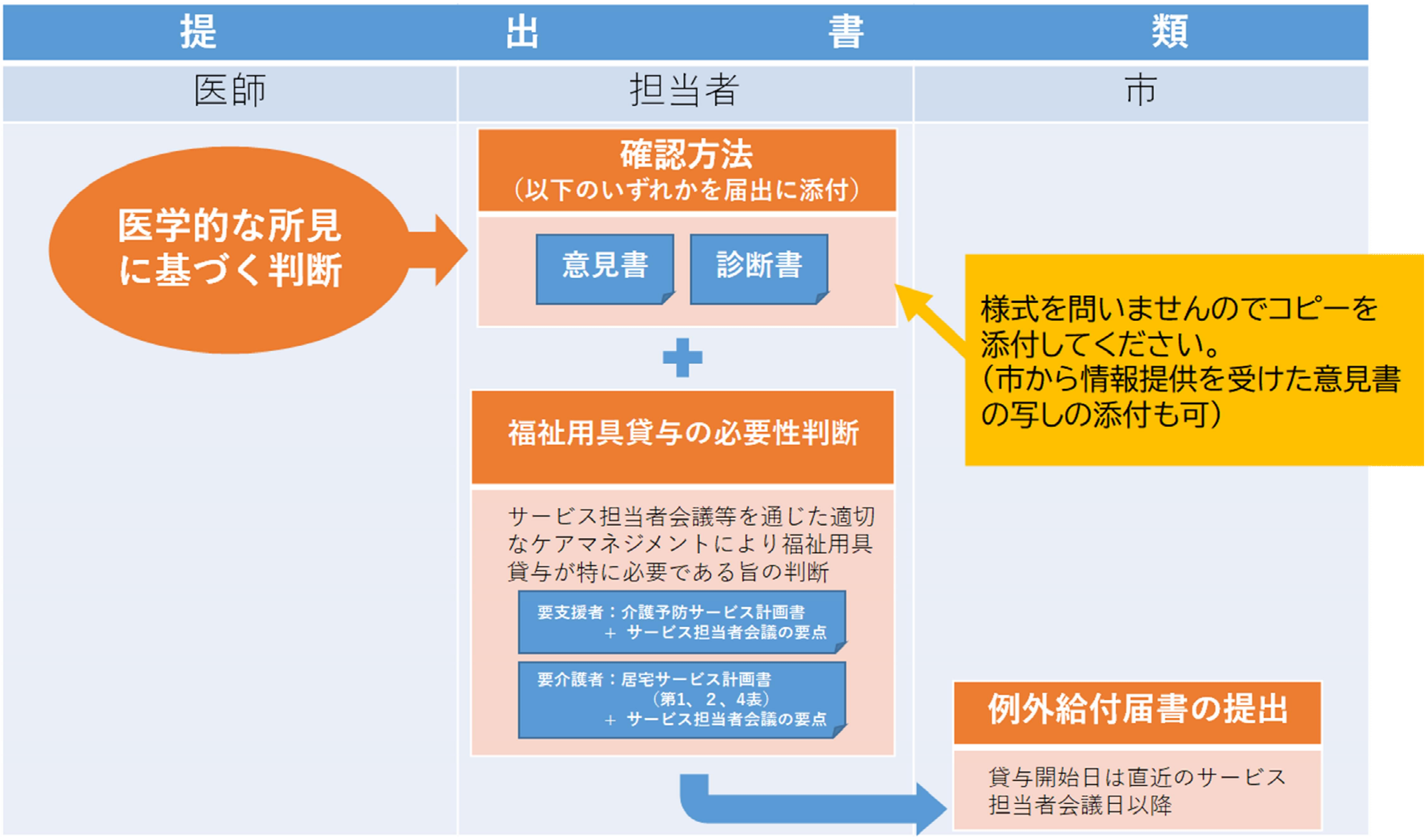

5. 書類審査、例外給付対象の確認

提出書類を確認の上、例外給付の可否を決定します。